別　記

第１号様式（第８条）

成田市放射線量測定器貸出申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（あて先）成田市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　　　　　　　　　　　法人又は団体の場合

　　　　　　　　　　　　　　窓口に来た人　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

成田市放射線量測定器貸出要領第８条第１項の規定により、裏面注意事項を承諾し、

次のとおり放射線量測定器の借受けを申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 使　 用 　場 　所 | 所 在 地 | 成田市 | |
| 測定場所 | 自宅・自宅以外の所有地・会社・その他（　　　　　　） | |
| 借　 受　 日　 時 | 年　　月　　日（　　） | | 時　　　分から |
| 時　　　分まで |
| 本 人 確 認 書 類 | 健康保険証　・　運転免許証　・　パスポート  その他（　　　　　　　　　　） | | |
| 備　　　　　　 考 |  | | |

※　職員記載欄　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　貸出機器NO

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 貸出日時 | ／　　　： | 担当職員 |  |
| 返却日時 | ／　　　： | 担当職員 |  |

放射線量測定器使用に関する注意事項

１　借受け及び返却の際は、職員の立会いのもと放射線量測定器（以下「測定器」という）

が正常に作動することの確認を受けること。

２　測定器は、原則として事前に予約した者が受領するものとする。予約者の委任を受け

　て測定器を受領する場合は、窓口に来た人の欄に氏名等を記載し、返却までの責任を有するものとする。

３　申請書の連絡先は、携帯電話等、日中に連絡が取れる電話番号を記入すること。

４　借受者から第三者への譲渡、又は転貸等を禁止する。

５　測定器は、精密機器であることから、慎重かつ丁寧な取扱いに努めること。

６　測定器は、空間線量を測定する機器であるため、食品、水及び土壌の測定はできません。

７　返却時間を厳守すること。

８　測定器を損傷又は紛失したときは、弁償して頂きます。